



目 次

告 示	ページ
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （2・12揭示）	1
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出（経営支援課）	1
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾・海岸課）	1

告 示

高知県告示第89号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成31年2月）の数量を超えたため、同法第10条第2項の規定により、平成31年2月12日から同月28日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

平成31年2月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第99号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- 届出者の住所
高知市山手町81番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート土佐道路店
高知市鴨部891番地1ほか
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成9年4月27日

高知県告示第100号

昭和45年11月高知県告示第561号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

3を次のように改める。

3 指定の区域

- 基準点
 - 宿毛市大島字内ノ浦1119番42地内に設けた点（基準^{びょう}点）を基準点1とする。
 - 宿毛市片島189番地先に設けた点（基準^{びょう}点）を基準点2とする。
- 補助点
 - 基準点1を基準として海上に基22から基26までを設定する。
 - 基準点1を基準として陸側に基1から基21までを設定する。
 - 基準点2を基準として海上に基33から基37までを設定する。
 - 基準点2を基準として陸側に基27から基32まで及び基38から基40までを設定する。
- 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基準点1から方位角210度03分03秒155.263メートルの点
 - 基1から方位角273度22分18秒32.069メートルの点
 - 基2から方位角259度09分22秒40.163メートルの点
 - 基3から方位角275度44分49秒94.772メートルの点
 - 基4から方位角311度04分55秒32.629メートルの点
 - 基5から方位角261度47分58秒22.406メートルの点
 - 基6から方位角278度14分56秒121.312メートルの点
 - 基7から方位角302度36分50秒50.015メートルの点
 - 基8から方位角215度07分20秒30.870メートルの点
 - 基9から方位角227度28分34秒15.451メートルの点
 - 基10から方位角302度19分28秒60.605メートルの点
 - 基11から方位角335度41分40秒23.355メートルの点

- 点
- 基13 基12から方位角353度05分07秒20.309メートルの点
- 基14 基13から方位角359度35分55秒47.397メートルの点
- 基15 基14から方位角296度05分42秒20.720メートルの点
- 基16 基15から方位角265度04分58秒14.244メートルの点
- 基17 基16から方位角215度24分49秒37.501メートルの点
- 基18 基17から方位角294度02分32秒56.594メートルの点
- 基19 基18から方位角11度19分35秒28.020メートルの点
- 基20 基19から方位角339度14分32秒15.231メートルの点
- 基21 基20から方位角313度53分06秒25.040メートルの点
- 基22 基21から方位角40度23分20秒31.040メートルの点
- 基23 基22から方位角100度40分00秒140.567メートルの点
- 基24 基23から方位角139度41分55秒168.963メートルの点
- 基25 基24から方位角98度58分34秒292.685メートルの点
- 基26 基25から方位角31度24分22秒171.545メートルの点
- 基27 基準点2から方位角130度24分45秒32.976メートルの点
- 基28 基27から方位角109度35分09秒74.563メートルの点
- 基29 基28から方位角70度21分08秒189.281メートルの点
- 基30 基29から方位角70度32分25秒30.308メートルの点
- 基31 基30から方位角28度27分12秒17.971メートルの点
- 基32 基31から方位角153度22分34秒30.000メートルの点
- 基33 基32から方位角153度22分37秒22.139メートルの点
- 基34 基33から方位角250度11分35秒262.854メートルの点
- 基35 基34から方位角293度25分46秒87.239メートルの点
- 基36 基35から方位角294度58分05秒80.166メートルの点

- 基37 基36から方位角3度19分35秒28.523メートルの点
 - 基38 基37から方位角99度13分17秒8.487メートルの点
 - 基39 基38から方位角99度13分19秒40.042メートルの点
 - 基40 基39から方位角40度21分33秒29.776メートルの点
- (3) 区域
- ア A区域
基22から基26まで、基準点1、基1から基21まで及び基22の各点を、順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
 - イ B区域
基33から基40まで、基準点2、基27から基32まで及び基33の各点を、順次に直線で結んだ線により囲まれた区域